

平成25年度新潟県立新潟盲学校理療科教員採用選考検査の実施について（公告）

平成25年度新潟県立新潟盲学校理療科教員採用選考検査を次のとおり実施する。

平成24年10月12日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛雄

1 検査の目的

新潟県立新潟盲学校理療科教員の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とする。

2 選考対象及び勤務場所

理療科教諭 新潟県立新潟盲学校に勤務し、生徒の理療教育に従事する。

3 採用予定数 若干人

4 出願の資格

(1) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと。

(2) 昭和28年4月2日以降に生まれた者であること。

(3) 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を所有している者及び特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を平成25年4月1日までに取得する見込の者であること。

(注1) 盲学校特殊教科教諭の普通免許状（理療）を所有している者は、平成19年4月1日から特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を所有しているとみなされる。

(注2) 他の都道府県の公立盲学校理療科教員として勤務している者で、当県新潟盲学校理療科教員を志望する者は受検すること。

5 検査の日時・場所及び内容

(1) 日 時 平成24年11月19日（月）午後1時から5時まで

(2) 場 所 新潟県庁（詳細は出願後受検通知書を送付する際に明示する。）

(3) 内 容 面接

6 出願に必要な書類

(1) 受検願書（所定用紙）

(2) 論文（論題は提示する）800字程度

(3) 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状の写し又は免許状取得見込証明書

(4) 最終学校の卒業証明書又は在学する学校の卒業見込証明書

(5) 最終学校又は在学する学校の学業成績証明書

(6) 最終学校又は最終職場の所属長の人物等に関する証明書（所定用紙）

(7) 健康診断書（所定用紙）

(8) 検査結果の通知用封筒（長形3号に80円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記すること。また、封筒はのり付き封筒を用いること。）

(注1) (4)(5)(6)の最終学校及び在学する学校については、文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関を含む。

(注2) (5)及び(6)の書類は、証明者において厳封したものであること。

7 出願の方法

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、平成24年10月15日（月）から、新潟県教育庁義務教育課において交付する。（ただし、土・日曜日及び休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に限る。）

郵送で請求する場合は、返信用封筒（角形2号に140円切手をはり、郵便番号、あて先を明記し、氏名には「様」を必ず付記すること。また、封筒はのり付き封筒を用いること。）を同封すること。

(2) 出願書類の提出

ア 提出期限

前掲6(1)～(8)の書類は、平成24年10月16日（火）から平成24年11月2日（金）までの間に郵送で提出すること。11月2日の消印まで有効。

イ 提出先

新潟県教育庁義務教育課あて

郵便番号950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

郵送の場合は、封筒の表に「受検願書在中」と朱書きすること。

(注) 県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、所在地の記載を省略することができる。

8 その他

- (1) 受検願書提出者に対しては、受検通知書を送付する。受検通知書には、検査日時、検査場所、日程、持参品等が指示してあるので注意すること。
- (2) 提出した書類は返却しない。
- (3) 検査の結果は、平成25年2月下旬までに通知する。
- (4) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定する。
- (5) 検査に関する連絡・照会先（土・日曜日及び休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間に限る）
新潟県教育庁義務教育課管理第2係
電話番号 025-280-5603